

旧速水御舟画室に関する所見

旧速水御舟画室は茅ヶ崎市南湖 4-22-35 に所在する。

速水御舟（1894 年（明治 27 年）8 月 2 日・1935 年（昭和 10 年）3 月 20 日）は、大正期から昭和初期にかけて活躍した日本画家で、本名は蒔田 栄一（まきた えいいち）。明治 42 年に母方の祖母速水キクの養子となり、大正 3 年頃から号を御舟とし速水姓を名乗るようになる。1935 年（昭和 10 年）腸チフスにより 40 歳で没した。御舟の「名樹散椿」（昭和 4 年制作）「炎舞」（大正 14 年制作）は、昭和 57 年に昭和期の美術品として初めて国重要文化財に指定された。

速水御舟は、吉田弥一郎 4 女弥（いよ）と大正 10 年に結婚。荏原郡大崎村大字上大崎長者丸 267 吉田弥一郎本邸 2 階に所帯を持つ。その後も、御舟一家の居所は一貫して吉田家本邸や別邸（目黒）など吉田家の敷地内に置かれる。

速水御舟の画室は吉田家敷地内に住まいとは別に置かれていたようであり、その詳細については詳らかにしないものの、吉田耕三による『速水御舟大成』（小学館、1999 年）所載の年譜、大正 14 年の項に「六月三〇日、吉田家別邸内にあった洋画家長谷川昇の画室を買受けて改修を始める。」との記載があり、御舟画室の一端が判明する。

さて、南湖 4-22-35 旧吉田家別荘内？？？に所在する「旧速水御舟画室を戦後に移築した」と伝えられる建物は、木造平家建、金属板葺切妻造で、間口三間奥行き四間半の小規模な建物である。建物は 15 畳の畳敷き居室を中心に、南側に 3 畳間と便所、北側に 3 畳の板間、1 間の収納と簡易な台所を置く。15 畳主室の柱は古く、収納部分などの柱はそれに比して新しく、また、天井回縁に不自然な継ぎ方が見られることなどから、建設時期の異なる部分を含む可能性が高い。すなわち、移築などの理由で、旧材を用いて建設した部分と新たに手を加えた部分が生じた可能性を指摘できる。創建年は不明であるものの、旧材を用いる主要部分はおそらく戦前期まで遡るだろう。

特筆すべき点は主室の天井の高さであり、約 3 メートルある。内法は 1、735 mm と在来の日本家屋の内法とするものの、居室の規模に比しても天井高は高く設定されており、この点は画作との関連を連想させるものである。

15 畳主室は壁、天井共に聚楽壁とし、長押を打たず付け鴨居のみとする簡素な仕上げである。下地窓を用いたり、南側 3 畳に太い竹材を下框に用いた火灯窓風の飾り棚を用いるなど、全体に数寄屋風の意匠をもつ。

当該建物については、履歴や当初の建設地など不明な点が多くその評価は極めて難しいものの、御舟由来の人物の敷地内に建設されている点、高い天井高という画室ならではの部屋の構成は、かつて御舟の画室として使われていたという傳承を裏付けるものと考えられる。また、御舟の実家蒔田家は茅ヶ崎に別荘を所有していたといい、御舟自身も茅ヶ崎をしばしば訪れたという。いずれにしても茅ヶ崎に縁ある速水御舟の画室であるとするならば、その価値ははなはだ大きいといえよう。

水沼 淑子